

県本部各部課長 殿  
県下各警察署長

原	議	永	年	保	存
共	00	00	10	31	5年

宮本免第302号  
令和5年3月28日  
宮城県警察本部長

学科試験問題審議委員会設置要綱の一部改正について（通達）

学科試験問題審議委員会（以下「委員会」という。）については、「学科試験問題審議委員会設置要綱の一部改正について（通達）」（平成29年3月8日付け宮本免第226号）により運用しているところであるが、この度、令和5年度宮城県警察組織機構改編により、交通部運転教育課が同部運転免許課に統合されることに伴い、学科試験問題審議委員会設置要綱の一部を別添のとおり改正し、令和5年4月1日から施行することとしたので、事務処理上誤りのないようにされたい。

なお、これに伴い、前記通達は廃止する。

## 別添

### 学科試験問題審議委員会設置要綱

#### 1 目的

この要綱は、学科試験問題審議委員会（以下「委員会」という。）の設置等に関し必要な事項を定めることにより、運転免許の学科試験問題について審議し、適正かつ公正に作成することを目的とする。

#### 2 設置

警察本部交通部に委員会を置く。

#### 3 任務

委員会は、宮城県公安委員会が行う次に掲げる運転免許の学科試験の問題について、審議するものとする。

- (1) 大型免許、中型免許、準中型免許、普通免許、大型特殊免許、大型二輪免許及び普通二輪免許の試験問題
- (2) 小型特殊免許の試験問題
- (3) 原付免許の試験問題
- (4) 大型第二種免許、中型第二種免許、普通第二種免許及び大型特殊第二種免許の試験問題
- (5) 仮免許の試験問題

#### 4 組織

委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって構成し、それぞれ次の表のとおりとする。

委員長	交通部長
副委員長	交通企画課長及び運転免許課長
委員	交通規制課長、交通指導課長、交通機動隊長及び高速道路交通警察隊長

#### 5 運営

- (1) 委員長は、運転免許の学科試験問題を審議するため、委員会を招集し、会務を主宰する。
- (2) 委員長が不在又は事故あるときは、副委員長がその職務を代理する。
- (3) 委員長は、必要であると認めるときは、委員以外の者を委員会に出席させることができる。

#### 6 庶務

委員会の庶務は、交通部運転免許課において処理する。

#### 7 細部事項

この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な細部事項は、委員長が別に定める。